

令和3年5月17日

各公益社団法人・一般社団法人会長 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

まん延防止等重点措置の対象区域の拡大等に伴う感染防止対策の徹底について

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先般、政府対策本部において、まん延防止等重点措置の公示が変更され、5月9日から5月31日の間、本県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されたことから、県内16市町を措置区域として、飲食店等に対する営業時間の短縮等を要請してきたところです。

しかしながら、現状、感染拡大に歯止めがかかっておらず、また、感染は県内全域で確認されていることから、より広域に措置を実施し、これ以上の感染拡大を阻止することが急務となっています。

こうした状況を踏まえ、さらなる感染拡大防止の徹底を図るため、本日の第33回対策本部本部員会議において、「『第4波』非常事態宣言 まん延防止等重点措置の指定を受けて」を強化する形で、別添の「まん延防止等追加対策」を決定したところです。

貴法人におかれましては、所属長事業者の皆様等への周知及び適切な措置の実施についてご協力賜りますようお願いいたします。

<添付資料>

- ・まん延防止等追加対策
- ・(参考) 第4波「非常事態対策」まん延防止等重点措置の指定を受けて

※ 詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内させていただきます。

【岐阜県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>